主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

案ずるに一件記録に徴するに抗告人等が株式会社中日会館の株主なること、本件 会社更生手続開始の申立が同会社の発行済株式総数二十万株の十分の一以上に当る 株式(合計二万四百株)を有する株主によりなされたこと、右申立人の一人である A(所有株式数五百株)が昭和二十九年十二月十日その申立を取下げたので爾余の 右申立人等の所有株式数は合計一万九千九百株に減じ右会社の発行済株式の総数の 十分の一未満となり、又右申立人の一人であるB(所有株式数五百株)が昭和三十 年一月十日その申立を取下げたこと、右会社株主C外五名(所有株式数合計三千二 百株)が昭和三十年一月十二日右会社更生手続開始の追加申立をなしたこと、原審 が右各申立に基き同月十九日午前十時同申立に基き右会社の更生手続開始決定をな し〈要旨〉たことが明らかである。而して当初適法になされた会社更生手続開始の申 立の一部について取下がなされ爾余〈/要旨〉の申立人等の所有株式数の合計が会社更 生法第三十条第二項所定の会社の発行済株式の総数の十分の一未満となり右申立の 適法要件を欠如するに至つた場合においても右申立の取下をなさない株主等の会社 の更生手続を求めんとする意図は依然その侭存続し居ることは明らかであるので、 裁判所において右申立を不適法なものとして却下する以前に更に他の株主等よりそ の追加申立をなして、申立人等の所有株式の合計が右会社の発行済株式数の十分の ー以上になつたときは、窮境にあるが再建の見込のある株式会社について、債権 者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図らんと する会社更生法の立法の趣旨に徴するも、右株主等による会社更生手続開始の申立は適法なものとしてこれに基き会社更生手続開始の決定をなしうるものと解するを相当とすべく、これと同旨に出でたる原決定は相当で、一件記録によるも原決定を 取消さなければならないような瑕疵も認められないので本件抗告は理由のないもの として棄却すべく、会社更生法第八条、民事訴訟法第四百十四条、第三百八十四条 第一項によつて主文のように決定する。

(裁判長裁判官 山田市平 裁判官 県宏 裁判官 小沢三朗)